

# 北高森自治会理事会細則

設定 平成 29 年 2 月 4 日

(総則)

第 1 条 北高森自治会（以下「自治会」という。）の理事会の運営については、自治会規約に規定があるものを除くほか、この細則の定めるところによる。

(職務)

第 2 条 理事会は、自治会の業務の執行を決するための会議を開催する。

(構成及び出席)

第 3 条 理事会は、理事の全員をもって構成する。

2 理事会が必要と認めるときは、理事以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(開催)

第 4 条 理事会は、原則として 1 か月に 2 回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(招集者)

第 5 条 理事会は、会長がこれを招集する。ただし、会長に事故あるときは、副会長が招集する。

(議長)

第 6 条 理事会の議長は、会長とする。

(議決要件)

第 7 条 理事会の議決は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の議決に特別の利害関係を有する理事は、理事会の議決に加わる権利を有しない。

(議決事項)

第 8 条 自治会規約の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 自治会の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会の招集及び総会の議案
- (3) 自治会規約第 18 条第 2 項に定める細則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 重要な契約に関する事項

- (6) 総会の議決により理事会に委任された事項
- (7) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(報告)

第9条 会長は、理事会において次の事項を報告しなければならない。

- (1) 事業の執行状況に関する事項
- (2) 理事会において決定した案件の執行状況に関する事項
- (3) 理事会が特に報告を求めた事項
- (4) その他特に必要と認めた事項

2 前項の報告を行うにあたり必要があるときは、会長は、他の理事にこれを行わせることができる。

(議案の説明)

第10条 議案はすべて提案者がこれを説明する。

(専決)

第11条 理事会の議決事項であっても、緊急の処理を要するため理事会を招集する暇がないときは、会長がこれを専決する。

2 会長は、前項の専決を行った場合、次の理事会にその内容を報告し、承認を受けなければならない。

(議事録)

第12条 会長又は会長が指名した理事は、議事録を作成しなければならない。

(委任)

第13条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成29年2月4日から施行する。